

➤ そのほか

- ネットワーク（有無、主催者、特徴など）  
例. 「児童相談に対応する上で、市町村ネットワークはありますか」  
「それは、市町村が主催しているものですか」  
「ネットワークの現状についてお話しください」  
「そこまでネットワークが充実させるのに必要だったものは何でしょうか」
- 都道府県移管ケースに果たすネットワークの役割
- ネットワーク以外に、都道府県移管の判断を決めるシステム・工夫
  
- 市町村次世代育成行動計画など、子ども虐待を防止し、あるいは子育てを支援するためのプログラムとして重点的に展開しているもの、あるいは今後展開していく予定のもの



厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
分担研究報告書

児童相談所における虐待家族への対応及び支援プログラムに関する研究

主任研究者	高橋 重宏	日本子ども家庭総合研究所
分担研究者	澁谷 昌史	日本子ども家庭総合研究所
分担研究者	中谷 茂一	聖学院大学
研究協力者	有村 大士	日本社会事業大学大学院
	才村 純	日本子ども家庭総合研究所
	安部 計彦	北九州市立障害福祉センター
	栗原 直樹	埼玉県所沢児童相談所
	加藤 芳明	神奈川県中央児童相談所
	前橋 信和	関西学院大学
	村田 一昭	愛知県立大学
	伊藤 嘉余子	福島学院大学
	加藤 純	ルーテル学院大学
	坂本 正子	大阪府健康福祉部
	庄司 順一	青山学院大学

研究要旨：

児童相談所で一定の重篤性・緊急性を示す虐待家族に対応する場合、「家族特性要因」「児童相談所と虐待者の関係性要因」「虐待者の精神保健要因」を勘案して、アセスメントや家族支援計画の立案がなされるものと仮定し、エキスパートと見なされる児童福祉司（経験者を含む）へ半構造化面接を実施した。インタビューガイドは、上記諸要因に関して、「アセスメントの局面」と「一時保護後の家族支援の局面」でとくに気をつけているポイントについて自由に語ってもらえるように作成した。なお、昨年度研究（一定の重篤性・緊急性を示す虐待家族の特性分析）から明らかになったものから、研究会議でのディスカッションを踏まえて、諸要因の選定を行った；①虐待者が婚姻もしておらず、同居もしていないが、影響力のあるパートナーである場合、②虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる場合、③虐待家族がステップファミリーである場合、④虐待者に援助に対する動機付けがない場合、⑤虐待者が児童福祉司に会うことそのものに対して拒否的である場合、⑥虐待者の意見が二転三転する場合、⑦虐待者が精神疾患を抱えている場合、⑧虐待者に人格障害の疑いがある場合。

結果は、まずエキスパートの意思決定基盤にあるものとして、以下の5項目をあげることができる；①子どもの福祉を守るというスタンスの重要性、②ジェネリック（一般的・汎用的）な虐待対応手続きの遵守、③組織的に現行制度（とくに職権保護や28条申立）を使い切ることの重視、④家族支援における保護者の養育機能の重視、⑤上記ルール内での基本的面接態度の適用。次に、諸要因に対しては、以下のような特徴がエキスパートに共通して指摘できる；①親権者以外が出入りする家族では、実親の態度を一貫して重視、②ステップファミリーでは、物理的・精神的依存が背景にあることを認識して対応、③児童相談所との関係性で困難を抱えるときは、児童相談所の態度を一貫させる一方で、関連機関の活用可能性を模索、④精神疾患を抱える虐待者は医療につなげることを考える、⑤人格障害の疑いがある場合には、一貫した態度、明瞭な説明が決定的に重要である。

以上のような結果を理解し、実行できる児童福祉司の養成と確保が、2004年児童福祉法改正で位置づけられた「高度専門機関としての児童相談所」でのソーシャルワーク実践を確かなものにすると考えられる。

A. 研究目的

2000年（平成12年）に児童虐待の防止等に関する法律が施行された。それを機に、児童相談所への期待が飛躍

的に高まり、その業務は、多忙になっている。具体的には、立入調査、一時保護、児童福祉法第28条の承認申請などが増え、児童相談所が子どもの権利擁護のためによ

り積極的な取り組みをしていることが統計的にも明らかになっている。

2004年には、児童福祉法改正により、市町村が児童相談を一義的に担うこととなり、さらに司法関与の強化などが行われるなど大きな変革が行われ、児童相談所の役割については、司法や警察との連携のもとで、さらなる高度専門機能を発揮することが期待されるようになっていく。

一方、中心的な活動が期待されている児童福祉司のストレスが高まり、精神保健的な問題も顕在化している。

本研究は子どもと親のウェルビーイングを促進するために、これまで児童相談所が蓄積している被虐待経験を持つ子どもの家族特性を把握し、その上で児童相談所による家族支援プログラムを提示することを目的とする。

## B. 研究方法

### 1. 家族支援プログラムの定義

プログラムとは、一般的には「みなの前書き記されたもの」という意味を持つことばであり、何らかのアクティビティ、テレビやラジオ、教育あるいはコンピューターなどに関する一連の「指示」や「計画」を示すものである。しかし、本研究で目指すプログラムは、劇場などで見られる、演目を並べただけのプログラムとは異なる。なぜなら、子ども虐待への対応が効果的に展開されるためには、「状況に応じた判断」という要素も書き込まれるからである。すなわち、きわめてダイナミックなものであると考えられる。

本研究では、こうしたダイナミックなものを捉えることが可能となるような、家族支援プログラムを構築することを目的としている。

その大枠では、「誰が」という要素と「何を」という要素が考えられる。

「誰が」については、本分担研究班では昨年度より「児童相談所だからこそ対応しなければならないケース」を想定していることから、「児童相談所」、とくに、そのフロントラインの構成員である「児童福祉司」を想定している。

一方、「何を」については、とくに本年度研究で追究すべき課題と考えられた。もっとも、何をなすべきなのは、「子ども虐待対応の手引き」などで詳述されているわけであるが、本研究では、昨年度研究の成果を踏まえ、一定度の重篤性・緊急性を示すケースを念頭において、援助行動を明らかにするとした。

本研究におけるプログラムの定義：

一定の重篤性と緊急性を示すことが多い虐待家族への対応

において、児童福祉司が、その家族/虐待者特性に応じて、アセスメントの局面及び一時保護後の家族支援の局面で、どのような判断・行動をすることになるかを示したものである。

### 2. 調査デザイン

こうしたプログラムは、多くの児童相談所に共有されているものではなく、一握りの人たちが経験的に身体化しているに過ぎない。したがって、その開発にあたっては、一般の児童福祉司の意識調査を大量に集積し、統計的に解析するプロセスよりも、エキスパートへのインタビューをインテンシブに行い、データを集積し、整理していくことが適切であると考えられる。本調査研究では、エキスパート面接を実施するにあたり、芝野が平成13-15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のためのマルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究」で使用した調査デザインを検討するところから始めた。

芝野によるエキスパート調査に準じ、試行調査として、エキスパートに印象に残った事例をお話いただきながら、どこでどのような判断をしたかをまとめた。その結果、以下の点で修正を加えた；①事例を中心としたインタビューよりも、場面ごとの判断の仕方に焦点を当てた半構造的面接の方が、インタビュワー、インタビュイー双方にとって負担感が少なく、かつ研究主旨に沿った回答が得られやすい、②芝野の調査研究とは異なることに、家族ないし虐待者の特性要因一つひとつに対するエキスパートの反応の仕方を明らかにするものであるため、芝野の行った調査研究の数倍の時間がかかる、③1年間という時間的制約はインタビュワー、インタビュイー双方にとってタイトな枠組みであることから、エキスパートへのインタビューを繰り返して理論的飽和を達成するよりも、エキスパートの知見をより豊かに解釈していくための研究体制(研究協力者による助言体制)を整えた方がよい。

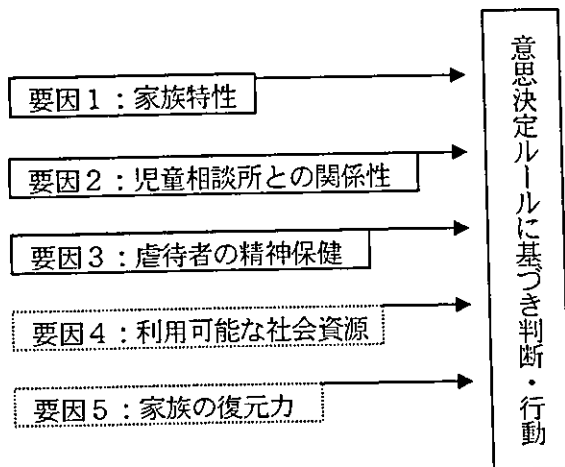
以上のことから、実査にあたっては、家族ないし虐待者の特性が明らかになった時点での「アセスメントの局面」、そして「一時保護以降の家族支援に向けての局面」に集中的にインタビューすることとした。

また、家族特性については、昨年度の研究成果に基づき、決定した。そのとき、試行調査により、すべての家族特性をとりあげることは時間的制約からもエキスパートの負担からも適切とはいえないことが明らかであったため、研究班会議においてノウハウを集積する必要性が

高いと思われるものに絞り込みを行った。

そのとき、家族の特性（家族形態や家族人数、家族成員間で起きる問題）だけでなく、「援助を受けることに対して拒否的」など「児童相談所との関係性」や、「虐待者の精神保健」、「利用可能な社会資源」、そして「家族の復元力・補償要因」なども、意思決定を行う上で重要な要因であると仮定された。ただし、このうち、「利用可能な社会資源」は各地域の状況に大きく左右されること、「復元力・補償要因」については昨年度調査においてとくに取り上げていないことから、「家族特性要因」「児童相談所との関係性要因」「虐待者の精神保健要因」の3要因について取り上げ、それぞれの要因が特定されたときに、どのようにアセスメント及び家族支援を進めるかに焦点を当てることとした（下図）。

図：調査枠組みを支える仮説



そのとき、基本的な考え方や理由、プログラムどおりに行われなかった場合に起こりうること、条件付で行われるものなのかどうかといった判断のルールを可能な限り詳細に書き留めていく作業が必要であるとされた。

なお、次頁図が、本調査で適用した調査デザインの概略である。

### 3. エクスパートの選定

エクスパートの選定については、昨年度調査対象となっていた自治体内から、児童相談所における実務経験5年以上で、かつ当該自治体内でエクスパートとされている者数名を募り、グループ・インタビューを行った。

5年以上としたのは、実際にエクスパートとされている人たちの経験年数を勘案したことに加え、児童福祉施設や病院におけるソーシャルワーク実践経験で蓄積して

きたことも重要な財産としていることを重視することに、一定の合理性があると考えられたためである（たとえば、精神病院のワーカーをしていたからこそ、アルコール依存患者への対応や利用可能な社会資源について知っている）。

また、グループ・インタビューとしたのは、エクスパート間の相互作用により、ケース・バイ・ケースで動員されている多様なノウハウが引き出されやすくなると、試行調査の結果、考えられたためである。

また、同じエクスパートに複数回のインタビューを実施することは、その業務に支障を与えかねないことから、面接回数は1回・おおむね2時間とした。加えて、インタビュー中に、緊急ケースが入ったりした場合には、そちらを優先することを妨げられないため、そうした状況に対応するためにもグループでのインタビューが適格的であると考えられた。

それでは明らかにならなかったものについては、同じ自治体内で10年以上の児童相談所における実務経験を有するエクスパート、すなわち当該自治体での虐待対応を最もよく理解している者の一人に個別インタビューを行い、当該自治体の持つノウハウをまとめることとした。加えて、対応の幅や解釈の豊かさを増すために、調査対象自治体とは関係なく、エクスパート2名にも協力を求めた。

下表は、エクスパートの属性一覧であるが、自治体や氏名の特定されないよう、A-Dの記号で示している。

表：選定されたエクスパートの概要

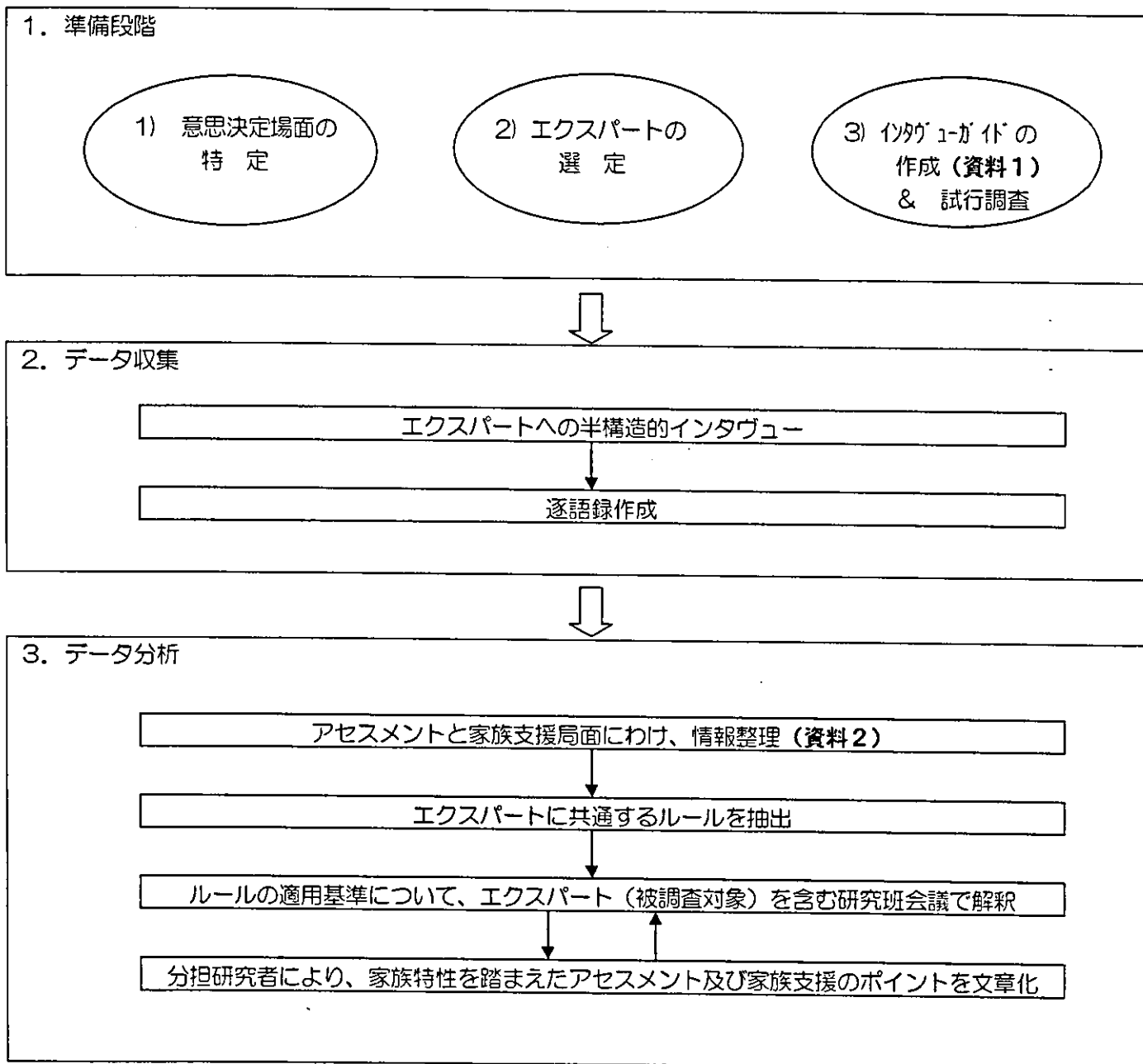
エクスパート	実務経験 5-9年	実務経験 10-14年	実務経験 15-19年	実務経験 20年以上
A		2名	1名	1名*
B	3名	1名	1名*	
C			1名	
D		1名		

\*：追加調査対象者

### 4. インタビューの手法

インタビューの手法については、意思決定の要因をあらかじめ特定していることから、その要因を含む半構造的質問文を用意し、インタビューを実施した（資料1：インタビューガイド）。それは、「〇〇の家族/虐待者（if＝情報）に対するアセスメントをどのようにするか（then＝行動）」「〇〇の家族/虐待者（if＝情報）を支援するときのポイントは何か（then＝行動）」という構

図：調査手続き



※ 平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のためのマルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究」(主任研究者・芝野松次郎)で使用したものを修正。

造を持つもので、芝野が採用した if-then ルールの仮説を適用したものである。

## 5. 分析の方法

分析は、逐語録に基づき、諸要因及び局面別に要約記録を作成し、エキスパートの考え方の広がりを一覧に示した（資料2：エキスパート調査・結果一覧）。

本文においては、とくに共通する考え方を抽出しながら、意思決定ルールのメインストリームと考えられるものを明確化した上で、考察を加えた。

## C. 研究結果

以下、本研究でとりあげた諸要因ごとに、結果の特徴を述べる。なお、エキスパートの言葉を引用する場合には、その特定を避けるため、都道府県を示す表現（方言等）には修正を加え、「僕」「私」という自称の仕方については、「私」で統一した。また、言い直しや、そのほか口語特有の冗長性など、文章化して読みにくいと思われる箇所は、エキスパートの主旨が損なわれないことを留意して編集を行っている。

### 1. 虐待者が同居していないが影響力のあるパートナーないし内縁者である場合

インタビューガイド（資料2）にあるように、「虐待者が婚姻もしておらず、同居もしていない」場合と、「虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる」場合とをわけてインタビューを実施したが、いずれの場合もほぼ同じノウハウを適用していることから、結果では統一的に処理している。

この要因に対して共通していたのは、アセスメントでも支援でも、実親が鍵になるということである。実親から事情を聞きながら、子どもを守るべき実親が子どもを守れなかったという事実に基づき、保護しなければならないこと、子どもを守れないのであればパートナーとの関係を解消しなければ保護解除できないということをルールとして提示し、自己決定を促す。したがって、ただ単に実親に関わるだけでなく、あわせて児童相談所の優位性や枠組みといわれるものを堅持しておきながら、リスク管理を児童相談所主導でできるかがポイントになってくる。

>母親自身が、虐待者を子どもに関わらせないで、子どもを守るということを前提に、そこを取り付けて返したという事例はありました。虐待者が子どもに接する時間を持たせないという約束をして返した事例がありました。

（エキスパートA）

>虐待者が家庭外の人だとわかっていて、母親が守れていないという実態があって、プラス虐待者が登場しないし、何ら制裁を受けていないということになれば、危なくて返せないです。（エキスパートA）

>絶えずこちらが優位性を保たないといけません。保護というのはその際たるものです。（エキスパートB）

>保護してしまえば、お母さんが親権者ですから、お母さんに今の関係をどうするのか尋ねます。「私たちはあの環境は不適切だと思っているわけだから、お母さんがその関係を整理しないとお返しできないよ」といいます。「男の人と別れますか」というわけです。別れないとしたら将来どうしていくつもりなのかを尋ねます。「一緒に暮らして父親として一緒にやっていくのだというのなら、私たちも父親として対応しますよ」といいます。つまり、お母さんを中心に攻めていくわけです。（エキスパートB）

>場合によっては、お母さんの思いがかなり男の人の方に向いていて、子どもを守れないということがあるときは、保護を先行させて揺さぶりをかけることもあります。「あなたが男の人と別れるなら返すけど、そうではなくて、リスクがこれからもあるというのなら、私たちも返せない、最終的には裁判所の判断になりますよ」と伝えます。男の人をとるのか、子どもをとるのかという形で迫ることはあります。（エキスパートC）

>改善動機がかなりあるというなら、まだやりようはあるでしょう。普通はありません。虐待者は「子どもは嫌い」ということで、母親との関係だけを求めていることが多いです。「はっきりいって子どもは嫌いだ」というケースが結構多いんです。だから、そういう意味では、母親に男の人と子どもとどっちをとりますかという形になっていく場合が多いと思います。（エキスパートC）

>関与させてくれなければ、安全確認もできないし、緊急対応もできないし、要はその様子がわからないわけです。だから、返せるケースというのは、少なくともチェックができる、あるいは一定の条件、たとえば子どもがどこかに通うという条件や、私たちが行ったときに訪問を受け入れるという条件、そうしたものが要ります。そういう条件を相手が飲むか飲まないか、ということですよ。

飲まないのに、リスクがあるのに返したら、関われないでしょう。(エキスパートC)

>母親が事実を話そうとしない、それから、母親がいても子どもの安全が確保されていないということを考えると、まず子どもの安全を確保するということになるでしょう。(エキスパートD)

>実親に対して、「子どもの安全を守って、加害者から手を切りますか」と訊きます。「いや、あの人を頼りにしています」ということであれば、「私たちとしては放置できません」「職権保護しますよ」といいます。「相手との関係をどうされるつもりですか」ということです。(エキスパートD)

一方、虐待者である内縁者ないし非同居のパートナーは、一部の例外を除けば、親権者ではないということがひとつのポイントとなる。したがって、法的にはこの者が虐待をしていれば、犯罪が起こっている可能性があるとして、警察の介入を呼び込みやすいといえるかもしれない(「親権者でない」という特性が警察の介入を呼び込みやすいといえるのか、以下のエキスパートDのコメントのように、はっきりと明示されない場合も多かった。むしろ、必要に応じて社会資源を使い切っていくという一般原則を応用したものと考えた方がよいかもしれない)。

>関わり方については、実際に目の前に存在しない男性じゃなくて、実際の親に対して関わって、どうするのかという突きつけを行います。本来、虐待者は、親権者でも何でも赤の他人ですから。

>その男の人を相手にする必要はないわけですが、それは犯罪の対象になるわけですから、警察に入ってもらいます。入ってもらっていいわけですが。(エキスパートA間のやり取り)

>立件するほどの物的証拠がなくても、「警察としてはこういう状況を見たのだけど、こういうことを対応しなければならぬですよ」と、警察がいいいます。私たちがいうよりも抑止力になりますから。(エキスパートD)

もちろん、実親が児童相談所と話ができて、「パートナーとうまくやっていきたい」「パートナーとも話をしたい」というくらいに、パートナーと支配-被支配関係がないのであれば、虐待者を父親と見なして、ふ

たりを支援していくことができる。

>別に別れさせることが目的ではないから、やはりどうしてそこで子どもを虐待しているのかというのがポイントになります。子どもが邪魔だから、パートナーとゆっくりにできないという感じの人では仕方がないですが、それなりに父親になろうと努力して、うまくいなくて空回りしている場合は、仮に内縁だとしても親子としてうまくやれるようにしたいと、私なんかは思います。

>実際に保護せざるを得ないかどうかの境目っていうのは難しいかと思いますが、ただ、保護したあと自分たちのやってきたことに気づいて、もう一度家族で一緒にやっていきたいというのであればいいでしょう。ちゃんとその虐待者が出てきて、自分と子どもや母親との関係をちゃんと語って、これからどうやって生活していきたいのか、ご自分の考え方をちゃんと示していただけるのなら、そして、それがこちらでも理解できるのであれば、その人も含めて支援していきます。また、お母さんにとってその人が必要な人であれば、その人が子どもの父親的な役割をとれたりするのは悪いことだとは思いません。ただ、やっていたことをちゃんと見つめてもらって、それを認めて、自分で向き合って、こちらの指導にも乗っていけるということが前提になって初めて、その生活形態の中で私たちが見守りながら指導していくというのでできれば、そういう形にもっていきたいと思います。(エキスパートA間のやり取り)

ただ、実親は、子どもの安全よりも、パートナーといふことを選択する可能性が高いことをエキスパートは知っている(このとき、DVケースの話が出されることが多く、この男女の組み合わせに暴力が介在することの多さを示唆している)。

>不思議とそういう男女には、DVが多いです。(…中略…) お母さんが本当に別れる気持ちを持っていないのであれば、今後、この男の人が一緒にいることも見据えてやっていかないと、あとが続かないって感じています。(エキスパートB)

>お母さんが別れて逃げたいというのであれば、シェルターのご紹介をします。ただ、それが本当に実行できるかというのは、半信半疑で見えています。(エキスパートB)

>親がどちらも別れたくない、そのために改善をしたいというのであれば、そういう援助の提供の仕方があると



思いますけど、普通はそんな形で援助を求めてきません。  
(エキスパートC)

また、完全に別れたとしても、実親に自我の未成熟性が見られ、非常に不安定で不適切な子育てになりがちなことも知っている。

>DV ケースは根が深いので、別れても次に同じ行動パターンを取る可能性が高いです。(エキスパートA)

>そういうお母さんの場合、ただ単に放置するだけではなくて、お母さんも不適切な対応をしてきています。実際、溺愛と放任を繰り返しているわけです。だから、男性と別れるといっても、即返せるというわけではないです。それこそ今度は、母子家庭に再統合する、お母さんのもとに再統合することになります。すぐに引き取ってくださいという話ではないのです。お母さんの、そういう男性に依存するパーソナリティがあるわけですから、こちらはお母さんのそういう弱さにどうやって付き合っていくのか、それをお母さんがどう整理していくのかが重要になっていきます。(エキスパートB)

>あんまり結婚している、していない、同居している、していないというよりも、一人のお母さんのタイプというところでいえば、これからも別の男性を含めて繰り返すだろうし、そういった予測も含めて、そのお母さんに返せるかどうかということを考えます。(エキスパートB)

ゆえに、先述したように、実親に対して児童相談所の枠組みを提示する、すなわち児童相談所の関与や子どもが日常的に通う場所の確保を条件として、以下のような対応も含めて、保護解除の決定をするという流れが見えてくる。

>こういう家族はリスクが高いので、保護を繰り返していきます。要するに、最初に保護するということが大事だろうし、何かあったら保護を即することが大事です。アフターケアとして保護するわけです。そして、またすぐに返していくことをします。(…中略…) 初動のときに保護するだけじゃなくて、在宅指導のときに緊急避難的に使うことがかなり重要ではないかと思っています。ぜんぶ在宅でやれるなんてことはないですから。  
(エキスパートB)

>母親と連携がとれれば、DV の申立をするとか、接近禁止命令を出すとか、警察に母親だけでなくこちらからも話をするとか、子どもに怪我があるということであれば、加害者に対して警察で事情聴取してもらおう、もしくは警告をすしてもらおうということが可能です。(エキスパートD)

ここでポイントになるのが、フェイクではなく、ホンのレベルで児童相談所側が提示する条件を実親が受け入れていることである。インタビュー中も、「話してれば(ホンネがどうか)わかる」というコメントが何度か得られたが、エキスパートDは、その「話せばわかる」ということに関して次のように述べている。

>保護を解除するのは、虐待者が同居していれば別居するときでしょう。そして、どこの誰がということ、どんな人がということ、そしてどういうことが家庭の中で起こっていたかということをしちゃんと保護者の方が話をすて、それが納得できる状況であれば解除できます。(エキスパートD)

>「話せばわかる」という感覚について)話の現実感といいますが、よく「だいじょうぶです」といわれたりしますが、その具体的な中身、どんなふうだいじょうぶなのかを具体的に話してもらって、こちらが納得できる、想像できて、了解できる人なら信用します。(…中略…) 今までこういうことが起こった、それはこういう理由で起きたっていうことを、話せるというのが前提だと思いますね。前はこんなふうで起こった、これからはこういうふうにするとか、こうなる前にこうするということを話せることが前提になります。たとえば、保護者の方が「虐待者を家に入れない」といったとします。そうしたら、「虐待者は、合鍵を持っていませんか?」と訊いてみます。「合鍵を持っていたら、あなたが入れないっていても、入ってくるでしょう」と返していきます。「チェーンをかけておく」と保護者がいったら、「あなたが帰る前に入っていたらどうしますか」と訊きます。そういうことを訊いていきます。そういう意味で、こちらの側の想像力は要ると思います。(エキスパートD)

## 2. 虐待家族がステップファミリーである場合

ステップファミリーは、離婚が増え、再婚も増えている中、珍しいものではない。ただ、本調査で焦点を当てているような、一定の重篤性・緊急性を示すステップファミリーについては、「家族の結びつき」に対するアラー

トネスが求められると認識されている。

まず、ステップファミリーは、異なる文化や生活様式を相互に持ち込むプロセスを通して成り立っており、そのため、当然のこととして、「うまくいかなさ」が生じてくるといふ認識を持っておくことが必要である。

>それまでに違う生活をしてきています。価値観とか生活リズムとかが違う生活をしてきたわけですから、それが合わないということがステップファミリーでは起きてきます。違う生活をしてきた者同士が一緒になると、当然、摩擦といいますか、「うまくいかなさ」が生じます。そのとき、自分たちの生活を作っていくとして、子どもを押さえつけていくというのはよくある話だと思います。(エキスパートD)

その現れ方の一つとして、「気に入らない」ということで継親による虐待が発生したりする。あるいは、「義理の親だからこそしっかりしなければ」という過剰な意識につながり、それが昂じて虐待になったりする。いずれも、ここで基本的にイメージされるのは、「親として機能しよう」という意識がある虐待者であり、それゆえに親教育や家族療法による対応も考えられる。

しかし、エキスパートへのインタビューで比較的共通して指摘されたのは、むしろ、ステップファミリーの家族システムがスケープゴートを必要としているという見方であり、その予後もあまり楽観視できないものである。

>連れ子の場合にはスケープゴートになっている場合があります。その子を虐待することで、家族がまとまっているわけです。全部そこに家族の問題が集約されているわけです。だから、きょうだいも「あいつは虐待を受けて当然だ」といったりします。(エキスパートB)

>継父、継母のどちらかが強いんです。それで相手の子どもをいじめて、それで強い方の実子もその子どもをいじめます。

>生き残りです。親もその中の一員です。この家族を維持するために必死で中心になる人がいて、その者にあわせていくわけです。中心となる人にあわせなければいけない人の中で、スケープゴートが作られます。そうすると、バランスがとっていいとはいわないですけど、家族というものは維持できるようになります。

(ステップファミリーの場合、傾向として、家族の中での派閥争いになることがあるということですか)

>その子ひとりを保護すると、別の子が虐待されたりし

ます。どんどん繰り返して、こちら子どもをどんどん保護することになります。それで子どもがいなくなると、離婚して、再婚して、また別のところで虐待をするというパターンも見られたりします。(エキスパートB間のやり取り)

>難しいのは、子ども自身が引き受けてしまっていることです。自分のスケープゴートという役割を。(…中略…)年齢にもよりますが、施設を活用して、離れて親子関係を作っていきます。結果的に、この子はそういう親子関係のとり方をしていけないと難しいです。

>早く問題が出ればいいです。でも、過剰適応してしまって、小学生、中学生でバンと問題として出てきます。そうなったら修復不可能に近いです。そうなると施設措置ということになります。(エキスパートB間のやり取り)

また、エキスパートCは、「生活を共にしてこなかった」というステップファミリーに不可避的な事実、「情緒性の関係の欠如」という家族心理を見て、「在宅での調整は難しい」と述べている。

>そういう血のつながりのない、あるいは実親であっても一定の間、施設に預けていたとか、実家に預けていたとか、そういう根っここの部分で情緒性の関係が形成されていないケースは改善が難しいです。というのも、子どものことを、マイナス、マイナスに見てしまうのです。子どもの側も行動に安定感がなく、対応が効きません。それを見てまたイライラします。(…中略…)それを在宅でいい方向で修正できるかということ、修復できません。坊主憎けりや袈裟まで憎いといって、そういうのがいったんできてしまうと、袈裟を好きな着物のイメージに替えてくださっていても替えられないです。いったん分離です。それで、子どものイメージ、親のイメージが変わって、時々行う面会でいいイメージを作ります。そういう積み上げの中で、どういうイメージ修復ができるかという問題になってきます。

(では、もう一方の虐待をしていない実親と子どもの関係がよくても)

>無理です。そのときは虐待をしていない実親がその関係をどこまで調整する力があるかでしょう。実親にそこその力があって、虐待者と子どもの中に入って調整することが期待できればいいですけど、そういう場合は少ないと思います。調整ができないから、保護をするような状況にまでなっているのです。(エキスパートC)

また、エキスパートAからは、ステップファミリーを構成する夫婦の具体的な組み合わせ例として、若年層同士や、思春期女子のいる家庭に男性が入っていく場合をあげている（「結果的に事例として出てきたもの」の積み上げによるものであり、若年層同士のステップファミリー一般について語っているわけではない）。

> 高年齢の実子同士と、小さいうちから連れ子で育てているのでは、意味が違います。中学生くらいの女の子がいるところと再婚するというのは、普通の男の人であったら、距離を持ってしまいます。

> それができってしまうというのは危ないです。小さい子を育てるのは大変だから、お互いに助け合いましょうというのとは違います。大きな子どもを連れていて、母子家庭、父子家庭で何とかできるのに、一緒になって、という危ないです。普通は止めましょうと、男の人は遠慮するわけです。「イヤらしいおじさんと一緒に暮らすのはイヤ」とか相手の子どもからいわれて、自信なくしたりして。（エキスパートA間のやり取り）

> 組み合わせを見て、どれくらい危ないかなあとということです。20歳の女性が3歳の子どもを連れて、22歳の男性が「じゃあ結婚するよ」というのは、誰が見ても危うい感じがするでしょう。（…中略…）20歳前後でそういうことをやっているのは、社会経験も低いし、イコール学もない。結果が目に見えてしまっているようなところがあるわけです。（エキスパートA）

誤解を招かないように繰り返せば、ステップファミリーだから虐待が起こるということはない。また、虐待が起こったとしても、その背景が先述したような了解可能なものであれば、親教育や家族療法も適用可能である。しかし、こうしたコメントが児童相談所において圧倒的事実性をもって語られる背景に、その結びつき（依存関係）を支える親のパーソナリティが抜きがたく存在している。

>（あるケースについて話したあと）母親の願望は、できのいい父親の連れ子をわざと太らせて、自分の連れ子と同じように、見た目を醜くするということでした。そういう嫉妬があって、子どもを太らせるという行動が起きてきたわけです。しかも、あとになって、そこから先の要求が、「自分の子どもも欲しくない」ということだったということがわかってきました。その母親には、「まだ

自分は娘で、父親に可愛がって欲しい」という願望があったわけです。（エキスパートA）

> 男の人が、相手の子どもに対して暴力を振るうとか嫉妬するとかいうのは、未成熟で依存的です。（エキスパートA）

> 暴力を振るっているのを見ているわけではないけれど、そういう人に惹きつけられるんでしょう。そうしないと、自分を保てないわけです。（エキスパートA）

>（親が子どもを次々にスケープゴートにするという話を受けて）そこには、親自身のバランスの悪さがあります。それはそもそもそういうくっつき方をしているわけで、要は依存をしているわけです。精神的な依存の要素があって、そういうステップファミリーになっていくわけです。ほんとにオープン・オープンで一緒に暮らしているわけではありません。どちらかという、経済的な依存とか精神的な依存とかがあって、一緒になっているわけです。だからDVも多いわけです。そういうパーソナリティの人が多いわけです。（エキスパートB）

加えて、エキスパートDの次のようなコメントも、家族システムのあり方と並行して、パーソナリティ要因も深く絡んでいることをうかがわせるものに思える（エキスパートDのコメントそのものは、どちらかといえば、ステップファミリーの家族システムという観点からのものであったと思う）。

> 実の親が加害者の場合は、引け目が背景にあります。父親が殴る人なので、そして父親が手を出すとひどいことになるので、自分が叩いて止めさせるという考えが背景にあたりします。自分の子どものことで非難されたくないで、きちんとさせるという感じがあります。相手との関係が不安定なので、自分の子どもを気に入るように押さえつけていき、虐待になってしまっていると考えられます。（エキスパートD）

こうしたパーソナリティの未熟性とか自我機能の脆弱性とかいわれる背景をもって構成される家族システムは、変えていくことは難しく、子どもの自立を促すこと、換言すれば、家族を異なる生活場所において支援するということも出てくる。虐待者のパーソナリティないし家族システムに注目してアセスメントしていくが、家庭復帰は困難な要素を含む家族特性である。

3. 虐待者に援助に対する動機付けがない場合、虐待者が児童相談所と会うことそのものに対して拒否的である場合、虐待者の意見が二転三転する場合

児童相談所との関係性要因については、かなり共通した回答が得られたので、一括して結果をまとめることが可能である。

その共通性とは、①児童相談所以外の機関と関わりがあるかどうかをアセスメントし、また支援段階においても関連機関を活用していくこと、②児童相談所自体は、その対応に一貫性を持たせておくことが重要であるということである。

前者については、児童相談所の役割と関連機関の役割分担に関わる問題であり、ワーカークライアント関係だけで問題解決をしようとするのではなく、地域セーフティーネットの構築と維持という、コミュニティに視野を広げたサービスのマネジメントが重要になってくることを意味している。

>相談所の職員との相性が悪くて、福祉事務所の家庭児童相談室ならいいとか、保健所ならいいというのであれば、そちらの方に援助をお願いします。(エキスパートA)

>調査は、ソフトアプローチが有効だったら、それを優先した方がいいでしょう。だから、その家庭に何らかの関わりがあるところ、保育所が子どもに関わっている、学校が関わっている、医療機関が関わっているというのであれば、そこからうまく話をしてもらって、動機を引き出してもらうことになります。(エキスパートC)

後者については、前者の対応が効かなかった場合にはいっそう求められることである。そして、以下のコメントの中にも含まれているように、後者の対応が虐待者の変化を導き、また家庭復帰の条件枠組みを形成することも多いようである。

>そういう人には子ども返さないとします。(エキスパートA)

>やはり、児童相談所の枠組み、子どもの権利擁護だとか、発達だとか、そういうものを譲らない、維持する、妥協しないということが、向こうが折れてくることになってくるように思います。人格障害とかでもまったく返せないわけではなくて、児童相談所の枠組みにのってこれるかどうかで、展開が違ってくるのだと思います。だから、初期からの告知が大事だと思います。虐待と考え

ているから児童相談所の指導に従わない限りは返せませんし、会わせませんよということを堅持できるかどうか大きいような気がします。(エキスパートB)

>虐待という感覚というか、いけないことをわからせるといいますか、もっと話し合いの手前の段階が児相では多くて、むしろ決まり事とか法律とか、今は法律がこうなっているんだからという形、枠組みについて、「こうなんです」と告げるところから入るしかありません。だいたいの方はそこで折れていきます。

>子どもと会えないということはショックでしょう。子どもが憎くて虐待をしているわけではないです。所有物を取り上げられたようなものです。そこはショックなのだと思いますよ。(エキスパートB間のやり取り)

>(もともと警察が関与していたような重篤なケースで)お母さんにこのままだと警察に入ってもらわなければならないよということで、警察で事情聴取して、こちらがそれに合わせていくという対応をしたことはあります。(エキスパートB)

>保育所とか保健所が関わっていても、みんなに対して拒否的というのがあります。それで子どもの状態が放置できないというのであれば、児童相談所が行って話をしようかという流れになります。状態像によって、いったん保護した方がいいということであれば、いきなり立入と職権保護でいくとかいう形もありえます。(エキスパートC)

>それほど緊急でもないのであれば、警告を与えます。「関わって欲しくない」「うちにはうちの育て方がある」というのなら、「それはそれですぐに変えろっていったってあなたは変えないでしょうから。ただ、次に同じようなことがあれば職権保護します。その話し合いで変わらないなら、裁判所が関わりますよ」ということを言い渡すのです。またそういうことが続くのであれば、職権保護して、「改善はできるんでしょうね」という形で迫って、改善できないというのであれば、返せませんねという話にしていきます。(エキスパートC)

>援助を嫌がっている人が援助を受けようになるとするのは、やはり保護した子どもと別れたくないというふうに親が思うのかで決まってくる。改善の条件で、保育所に通わせてくださいよとか、私たちが定期的に訪問しますよとかいう条件の中で折り合いをつけていきます。

改善という条件が入るわけです。そういう形でないと家庭復帰は難しいです。(エキスパートC)

とくに意見が二転三転する虐待者に対応する場合には、後々まで児童相談所との関係性が改善されず、家庭裁判所の判断を仰ぐ事態に備えて、誓約書や記録をとることも提起されているが、これは双方が揺らがないままでいった場合を見越しての対応である。

なお、エキスパートDについては、「過去の被虐待ないしそれに準ずる被害体験の投影」という精神分析的観点からの理解や、「ワーカーの対応の不適切性」という援助関係の相互作用性からの理解なども加味して回答している。二転三転することに対して、二転三転する背景にある「迷い」というところの動きに関する理解を深めていくことが、児童相談所側がどのように対応すればよいのかを明らかにすることにつながっていくという観点を導入している。

ただし、エキスパートDのこれらのコメントも、児童相談所側が揺らぐことを許容するものではない。児童相談所側の関心事(子どもの安全)の共有と、そのための具体的方策の模索(「こんな場合はどうしますか」という確認)を模索していくプロセスにおいて、虐待者が揺らぐことを当たり前のこととして受け止めていくレディネスを喚起するものだと考えられる。

#### 4. 虐待者が精神疾患を抱えている場合

精神疾患に対しては、明らかに医療機関とつながるかどうかが、その後の見通しを決定的に変えるといつてよい。家族支援についても、医療機関につなげること、すなわち精神疾患という問題を解決することを促す方策を考えることになる。現在は、薬物療法の効果も高く、治療がうまくいくことが多い。

>統合失調症は治せるし、何かあれば入院対象になります。それで、統合失調症の病名を付けられます。長期入院ということもあります。そのため、対応の仕方があるんです。鬱だったら、保護して欲しいって訴えてくるわけですから、治療に乗りやすいし、児童相談所も「こうしてください」といわれれば応じます。(エキスパートA)

>いったん入院したら話ができるようになるということもわりとあるのです。それまでは話にならないです、精神的に不安定で。(エキスパートC)

ただ、強制的に入院させられるものではなく、保健所

も家庭訪問以上のことは難しいようである。親族が協力的であるという情報がアセスメントの局面で得られれば、それがいちばんである。

>(保健所についての話で)親族がいると違います。親族が「明らかにおかしいから協力します」というのなら保健所は動きやすいんですけど、親族がいないケースは、保健所は動きにくいです。(エキスパートC)

そして、親族が協力しない、あるいは症状が深刻でない場合、児童相談所が虐待の事実に基づいて、「職権保護」というのが比較的共通した見解のようである。

>保健所は現認しないと動きません。だから子どもを強制保護します。そのとき母親がパニックになります。暴れたタイミングで警察官通報しましょうという見通しを立てておいて、そこを保健所に現認してもらうこともします。(エキスパートC)

>統合失調症なら分離だろうと思います。病気になるのは保護者なので、そこは保護者の問題とっていいでしょう。子どもの福祉を守るという前提に立ち返れば職権保護でしょう。(…中略…)保護した上で、「ちゃんと治療に通ってください。ちゃんと病気を治してください。ただ、すぐに治るわけではありません。その間みんな支えていきましょう」という流れに乗せていく。それが援助の枠組み作りってことです。(エキスパートD)

#### 5. 虐待者に人格障害の疑いがある場合

人格障害については、「人格障害」という枠組みの有効性、換言すれば「人格障害」という枠組みを構成するクライアントの諸特性を踏まえた実践が求められるのではないかという指摘がなされた。

>人格障害という枠はめそのものが正しいかどうか疑問です。精神科医に聞いても、人格障害っていう病気はないといいます。そういうカテゴリーに入れること自体が正しいのかわかっていう疑問を持っているドクターもいるわけです。多分、困っているから、困った人を単に人格障害という枠に当てはめているだけで、人格障害というカテゴリーが本当に正しいのかわかっていうところはまだわからないでしょう。私たちも、「人格障害」というと簡単なのですが、でも本当は違います。一人ひとり違うわけです。(エキスパートA)

>人格障害という診断名は、あまり付けません。知的な能力はどれくらいあるかとか、現実対応力がどれくらいあるかとか、それから感情をコントロールする力がどれくらいあるかとか、そういうのは見ます。それから、感情コントロールと同じですが、ストレス、つらいことがあったときにそれを我慢する力、それから認知行動パターン、どんなふうに物事を受け止めて、どんなふうに行動するか、そういうのは見ます。だから、人に伝えたいときには「人格障害」と一括りにしてしまいますけど、人格障害とこちらが理解して対応することはまずないです。(エキスパートD)

したがって、アセスメントにおける留意点として、「個別化」というキーワードが必要になる。一見すると「困った人」「話のできない人」なのだけれども、なぜ困るのか、どうして話のできないのか、あるいは逆にどういう話なら落ち着いて話ができるのか(例外を探す)ということのアセスメントしておくことで、面接が可能になるということがあげられる。エキスパートBも、「パターンが見えてくる。この人は、このくらいの時間が経つとこうなる、1日経つとこういう反応で電話がかかってくるのか」と述べ、実際に援助を展開するために必要な対応は、丁寧に個別的な理解を進めることでわかっていくということを示唆するコメントを残している。

しかし、それ以上に共通するのが、個別化を超えて括られる「人格障害」に対しては、児童相談所の枠組みを重視すること、児童相談所の持つパワーを保持することという対応方法があげられる。

>はっきりいって、ダメなものはダメとってしまうしかないです。もう振り切るような感じです。向こう側が降りてくればこっちも降りてもいいのですが、向こうが要求だけ出してきたような場合には応じられないので、動きが止まってしまいます。返せませんよというところで。(エキスパートA)

>(丁寧に関わる必要性を説明しているときに)そのときに大事なのは、お母さんに「ここまでは付き合うけど、ここからは付き合わないよ」ということをもって臨んでいるということです。いざとなると子どもを保護するという、あの効果というのが効いているのだと思います。(エキスパートB)

>ケースワークで引っ張らないというのが基本となります。ケースワークで引っ張ってもどうにもなりません。

引っ張らずに、「仕組み」を伝えます。「裁判所があなたの養育を認めるなら返しますよ、認めないなら施設に入ってもらいますよ」と伝えていきます。(エキスパートC)

>まず冷静になることです。感情は伝染しますので、2番目は「ダメはダメ」ということです。それから、わかりやすく。ルールをはっきり明示した上で、それをわかりやすく伝えていくということです。そして5番目が人格の尊重。気持ちは尊重しながら、行動としてはダメですよと伝えていきます。(エキスパートD)

こうした「ダメはダメ」的対応方法を選択する理由として、人格障害の疑いのある人たちに被虐待ないしそれに近い体験があること、つまりは、相手が不安定な人間関係をとりやすく、それに振り回されないことが重要だと認識していることも、比較的共通している事項であった。

>いくら受容的にやっても、向こうはほんほんしゃべってくるし、聴けば聴くほど自分の生い立ちから何からしゃべってきます。自分がいかに虐待されたかを、反吐を吐くようにしゃべってきます。(エキスパートA)

>人格障害っていうのは、ベースに、被虐待ないしそれに近い体験があります。基本的に。それで、人格、人間関係のバランスを欠いているわけです。力関係に敏感です。強いのか、弱いのか。相手が自分より下手だと思えば、ガーンと力で押してきます。相手がちょっと上手だと思えば、すぐ態度が変わることがあります。向こうが下手になるわけです。(…中略…)被虐待児を保護しても、相手が強いのか弱いかで態度がコロコロと変わります。弱かったらガツといじめるし、強かったらパーッと下手に出ます。それと基本的に同じです。(エキスパートC)

また、人格障害を認知の問題として認識しているエキスパートもいた。

>人格障害の方っていうのは、非常に鈍いものを持っています。かなり偏っていて、人の気持ちをうまく読めないところがあります。自分に対しては非常に敏感なのですが、相手がどう思うかというところに鈍感なので、不適応を起こしてしまいます。それで、「自分は人から認められていない」という話になってきます。人格障害になるタイプは、おそらく認知の問題を小さい頃から背負っているのではないかと思います。そうすると、小さい

ときから不適應感があるわけです。それから愛されない  
と思ひ込むようにもなるわけです。同じきょうだいでも、  
ある子どもだけが人格障害になったりするわけですが、  
その子どもの特性を見ていくと、鈍いわけです。感度が  
鈍くて、親から見ると困った子、あまり可愛げのない子、  
というような感じがあります。(エキスパートA)

>親が虐待とかしていそうにない、きょうだいもうまく  
育てている、その子だけが非常に認知に問題があって、  
親から可愛がられていないという意識を、本人だけ勝手に  
持っているのです。(エキスパートA)

このように、人格障害が疑われる人たちの認知特性を  
絡めて仮説を立てることにより、次のような明瞭化とい  
う対応も生まれてくる。

>明文化しないとダメです。紙に書いて、暴力は振るわ  
ないとか、手を上げないとか。

>そういうのを、向こうも求めてきます。はっきりこう  
いうことをできるようにになったらいいのかと。

>家の中の片付けがちゃんとできるようになったとか。  
(できれば具体的に目標を立てて、できたなら褒める)

>そうです。褒める、認めるということです。だから、  
日本みたいに明瞭化しないところ、感じあうとか、目と  
目でわかるというのがあるわけですが、あの人たちにと  
っては生きにくいのだらうと思います。(エキスパート  
A間でのやり取り)

ほかのエキスパートも述べている「一貫性のある態度」  
「仕組みというものを伝えること」(先述)も、曖昧性に  
相反するものであり、「パワー関係で揺らぐことなく、一  
貫して具体的な条件提示をしていく」という一連の対応  
上のルールは、その前提となる理論では一致していなく  
とも、エキスパートに共有されているものと考えてよさ  
そうである。

ただ、ユニークなことに、「適当に依存させる」という  
ことも一方では指摘された。

>私はちょっと依存させることが好きです。大暴れされ  
るよりも、依存させておいた方が楽ですから。(…中  
略…)「つらかったね」「大変だったね」「でも、自分の  
力でやってかないといけないんだよ」「がんばれる？」と  
いうと、ひとしきりワーワーいいますけど。そのあとで、  
こういうことを私たちは大事だと思うんですよと伝えて  
いきます。人格を尊重していくと、なついてくるような

感じを持つことがあります。(エキスパートD)

これは、面接場面を想定して回答するエキスパートD  
の回答スタンスを反映しているといえるが、エキスパー  
トCについても、「弱気になったところで、うまく相手を  
思いやる」といったコメントをして、相手の弱さを受け  
止めるレディネスを表現しているし、エキスパートBに  
ついて、「苦勞をわかってもらえたということを積み上  
げていくと徐々にではあるが変わってくる」という感触  
を口にしており、職権保護を経て、長期的な関わりをし  
ていく中では、こうした基本的な面接態度を児童相談所  
独特の面接枠組みの中で示していくことが重要なよう  
である。

## 6. そのほか

「そのほか独特な対応が求められるような虐待家族に  
ついて」は、時間的な制約もあり、十分なデータは得ら  
れなかった。ただ、ネグレクトと心理的虐待という、虐  
待種別の観点から、その対応上の考え方を聞き取るこ  
とができた(いずれもエキスパートC)。

ネグレクトについては、エキスパートCの基本理論と  
なっているものだが、ネグレクトが生活様式ないし文化  
を表現しており、「変わらなさ」をその特徴としている  
という。対応に関しては、子どもに愛着があれば、「職権保  
護+家庭復帰のための条件提示」という方法が効果的  
であるが、そうでない場合で、なおかつ親子分離が必ず  
しも子どもの最善の利益を守るものではないというケース  
では、地域の対応力を活用するというソーシャルワーク  
の機能が重視される。

>あれは、地域で家族の機能の不十分な部分を代替的に  
サポートできるのかというのがポイントになります。

>地域でも問題になります。「こんな家に置いておくの  
でずか」といって問題にされてしまう。それは、許容を  
超えているか、超えてないか、どう判断するか、という  
ことです。そこは、児相だけでなく、地域も含めた判断  
の中で保護するかしないかという話になります。

また、心理的虐待については、それが一時保護を要す  
るまでの重篤性を有しているということから、家族の歴  
史についての理解が求められるという見解があった。こ  
れは、ステップファミリーに対する見解と重複するもの  
であり、エキスパートCの基本的な子ども虐待への対応  
枠組みを表現しているものと思われる。

>情緒レベルで拒否感、さっきの坊主憎けりゃ袈裟まで憎いというのが形成されてしまいますから。今まで憎いと思っていたのを可愛いと思うように変えるというのは、親子関係が薄ければ変えられますけど、情緒の深いレベルでマイナスの感情が形成されていますから、プラスの転換が普通はできません。

そして、支援の局面についても、エキスパートCの家族システムに対する認知の仕方が表現される。

>その人が自分の問題だと気付いて自分も変わりたいと思えば、カウンセリングに行くけど、普通はそうして思っていない。その子がダメだと思っているから、そこまで乗れないです、なかなか。

(そういう思考パターンに入る方は、今までのお話と同じで)

>膠着性ということが一つのポイントだと思います。(…中略…)そういう状態が物理的に維持できないという、強いものがないと変わらないと思います。

要は、この変わらなさを変えるための枠組みとして、児童相談所の権利擁護という理念や職権保護という法的資源の活用方法が求められるということである。

また、昨年度調査において、虐待を認めない虐待者が過半数を占め、対応の困難性を高めていることが明らかになったが、虐待を認めるかどうかは、援助困難性に直接的な関係があるとはいえないことが、インタビューによってわかった。エキスパートにとっては、それよりも、虐待者が何らかの援助の必要性を認め、援助を受けていこうとする姿勢、つまり児童相談所とつながっていこうとすることを重視していることが明らかであった。それは、これまで確認してきた諸要因に対するインタビュー結果、とくに家族支援の局面で留意すべきポイントとしてあげられてきたが、エキスパートCのコメントを最後に引用しておくことで確認しておこう。

>虐待を認める、認めないは、あまり関係ありません。ただ、改善したいといえば、それに対する支援を別途考えられるでしょう。認めても、認めなくても、改善する気がなければ同じことです。

(虐待を認める、認めないというよりも、援助に対する動機付けが重要ということですか)

>そうです。援助を受ける姿勢があるかないかで、だいぶ変わります。

>(援助を受けるきっかけというのは、何でも構わないわけですか。それとも、子育てというところで援助を受ける姿勢があることが大事になるわけですか)

>今の状態のままでは、子どもを返すことは認められない。それに対して、何とかしようという意欲があって、私たちの改善条件を受け入れるような家庭なのか、もう我々の関与を受け入れないのか、ということです。多くの場合、受け入れません。関わって欲しくないといひます。それだと、子どもを返すのは認められませんねということになります。

## D. 考察

### 1. データの文脈

結果一覧を検討するにあたり、いくらかの留保事項を確認しておく必要がある。

まず、エキスパートひとり一人がどういったケースを想定したのかわからないということは押さえておかなければならない。今現在担当しているケースのみを念頭において、ノウハウを伝えたのかもしれない。あるいは、本調査で取り上げた要因は、いずれも家庭復帰が容易なものではないため、家族支援可能なケースに適用されるノウハウよりも、家庭復帰困難なケースを念頭において回答をしたのかもしれない。グループ・インタビューにおいても、そのケースの取り上げ方の補正をする効果が果たして充分に出せたのか、それともある特定のケース対応に相互作用の方向性が焦点化されたままになりがちであったのか、検討を要するところもあると思われる。したがって、エキスパート調査・結果一覧(資料2)を一瞥すると、エキスパート間で異なるノウハウを適用していると読めないこともないところもあるが、それは相互に異なる属性を持つケースを念頭においていたかもしれないことを加味すれば、エキスパートによって違う対応をしているところまでは根拠付けられないと考えておくべきだろう。試しに、エキスパート同士のグループ・インタビューを追加的に実施すれば、その間の相互作用で整理される部分もあるかもしれない(こういうケースはDさんの考え方でいけるが、こういうケースはやはりAさんの対応でいけるという合意形成)。

また、あまりに当たり前で話されなかった情報もあるだろう。たとえば、「子どもが援助を求めているかチェックせよ」というのは、あまりにも当たり前の援助手続きだろう。この手続きが、「援助に拒否的な虐待者」に対応する上でとくに留意するという回答が1件しかなかったわけだが、このことをもって「ほかのエキスパートが、子どもが援助を求めているかをとくには重視していな



い」ということの証左にはならない。

実際、インタビュー中にも、ある要因に対してアセスメントの局面で留意する事項の説明を求めたときに、「子どもの意思確認をして、家庭の状況、虐待者の衝動性を確認して…」といった、一般的虐待対応手続きを回答するということが何度か繰り返された。インタビュワーは、一般的な手続き論にならないよう、諸要因と絡めて話を聴き出そうとしたが、それそのものがエキスパートにとっては不自然な認知の仕方を強要するものであったかもしれない。次のような応答が実際にあったことを示しておくことは、データが提供された文脈を正確に読み解く上で、重要なことだろう。

>だから、どういう虐待が起きているのかってところから始まるわけです。心理的虐待だとか、差別的に取り扱っているだとか。何を起こしたかっていうところからたどっていくのだと思います。ステップファミリーだからこうしたというアプローチの仕方ではなくて、自分の娘だけ可愛がって連れ子に対して差別的であるとか、そこをたどっていけばいいわけです。

>だから、何が起きているのかってということが、なぜこのステップファミリーで起きているのかというように広がっていくのです。(…中略…)最後はやっぱり、父親、母親、子どものパーソナリティの組み合わせの問題になると思います。(エキスパートA)

>私たちも、実父母だからどうか、継母さんだからどうかという形で、対応が変わったり、介入の仕方とかタイミングを考えたりということはほとんどありません。結果的にそういう家族だったということです。もちろんそういう家族だから虐待が起こったってということは、あとから面接をしていく中で出てきますけど。(…中略…)家族形態というより、その問題の発生原因の方が大きいと思います。(エキスパートB)

(総じていうと、家族特性ごとの何かというよりも、膠着性があるかないかというところが重要になる)

>そう、原則として虐待家族には何らかの膠着構造があります。その膠着構造がソフトアプローチで変わるようなものなのかという見定めが必要な気がします。それは虐待のリスクとか程度とかと、ちょっと違うような気がします。その辺を見誤っているから、「まだ大丈夫、在宅で指導しようか」とか、「返そうか」という話になるのですが、一方で膠着性のような家族メカニズム、その緊迫度といいますか、そのアセスメントが大事です。(…

中略…)それは、親の生育プロセスとも絡んでいるし、夫婦関係とも絡んでいるし、親が持っている文化、生活様式、そういう諸々の人間関係の処理の仕方、親族との関係、地域との関係という諸々の凝集の中にあります、虐待というのは、そういう構造はなかなか変わりません。(エキスパートC)

>家族というのは各論のような気がします。ステップファミリーだったらこうしたらいいよというのは本質ではなくて、ステップファミリーだったらこんなふうに見ていったらいいよ、人格障害だったらこうだよというのは各論のような気がします。総論ではないでしょう。(エキスパートD)

そうだとすれば、インタビューにおいては、「一般的手続き」論と「ある要因に対してとくに重視するもの」とが交じり合った結果となったと考えなければならない。先に引用したエキスパートのコメントに見られるように、エキスパートのベースにあるのはジェネリックな虐待対応モデルであるということ、そしてそれをケースバイケースで応用していく力量の高さが被調査対象者をエキスパート足らしめているのであって、ある要因からある対応を自動的・固定的に導き出すリジッドな認知システムを持つことが必要だという解釈を導き出すのは、結果をミスリードしているのかもしれないのである。

## 2. 子ども虐待対応におけるジェネリックスペシフィック

さて、こうした留保事項を考慮しつつ、本調査結果から示唆された、いくつかのことをまとめておこう。

まず、先述したように、ジェネリックな虐待対応手続きがエキスパートの意思決定の基盤となっているということは、強調しておいてもよいだろう。本調査においては、エキスパート調査・結果一覧(資料2)にも頻繁に出てくる以下の諸点を「児童相談所の枠組み」「児童相談所側の援助ルール」として表現される、ジェネリックな(一般的・汎用的)モデルして整理することが可能である。

- ① 子どもの福祉(安全)を守るというスタンスを大事にする
- ② ①に基づき、具体的な情報収集に努め、何がどのような状況で起こっているのか(たとえば傷の程度とその発生経緯)を明らかにするようなジェネリックな虐待対応手続きをまず大事にする。すなわち、家族特性や虐待者の特性よりも、「虐待という行為その

もの」に対応するということを重視する。

- ③ ①の理念、②の援助手続きの適用に則り、職権保護も辞さないというルールを明確に持つておく（組織的に現行制度を使い切る方向性が重要）。
- ④ 家族支援の局面でも、保護者がその役割を果たせるかを重視し、時間の経過とともに集まってくる情報から、虐待者の抱える困難性を見極める。
- ⑤ ①～③のルールを厳守することを前提として、虐待者の苦労や痛みをわかつてする基本的面接態度を忘れないようにする。

このルールを守りながら実践経験を積む中で、エキスパートは、諸要因に関する情報から、虐待が発生しているメカニズムについての「傾向」を把握している。いわば、ある特定要因に対応していくためのスペシフィックな（特定の・限定的）モデルとして整理できるものである。それは、要約的には以下のようなものである。

- ① 親権者以外のものが入り込んでいる家族では、親権を有する実親の態度こそが重要である（パートナーに対しては警察を介入させるなどの毅然とした方法も必要）。ただし、DVが絡む場合や、実親の自我機能そのものが弱い場合もあり、予後は児童相談所が関与することを条件としていかなければならない。
- ② ステップファミリーでは、異なる家族が引き付けあう背景として、物理的・精神的依存関係があり、そのため新たな家族においてもその依存関係の反映として虐待が発生していると考えられる。一時保護にまでいたるケースは、総じて、家庭復帰が難しいようである。
- ③ 児童相談所との関係性で困難を抱える場合には、児童相談所以外の機関との関係性をアセスメントし、活用していくこと、それも難しい場合には、保護を前提として児童相談所が介入し、児童相談所側のルールを一貫して提示していくことが大事である。
- ④ 虐待者が精神疾患を抱えている場合には、虐待者が治療につながるかどうかポイントになる。精神疾患という理由だけで介入は難しいので、虐待の事実を積み上げ、職権保護をして、治療につなげていく。
- ⑤ 虐待者に人格障害の疑いがある場合は、一貫した態度が重要である。曖昧な態度や児童相談所側の揺らぎは禁物であり、具体的に何をすればいいのかという児童相談所側の論理を明瞭に伝えていく。また、人格障害を抱えるようになった背景には、パーソナリティの弱さも考えられる。ルールを壊さない範囲で、相手の抱える弱さを受け止めていくと、児童相談所の指示が入りやすくなる傾向がある。

本調査では、すべての要因に対する認知の仕方を明らかにしたわけではないが、以上のように、ある要因に対しては、とくに強調して注目されるポイントがあるということが明らかにされた。このルールを経験的にエキスパートは紡いできたものと考えられるが、効果的にエキスパートを養成していくためには、児童福祉司のトレーニングやそのための教材を作成する上で、こうしたポイントの意味を理解させ、虐待家族への対応の中で統合的に使用可能なものとする意識しておくことが重要であろう。

## 資料1：インタビューガイド

主旨：(以下のようなことを調査員間で共有し、先方に対して必要な説明を行う)

分権化が進められる中、児童相談所には、市町村との役割分担の中で、より高度な専門性が求められるようになることが予測される。しかし、専門性をノウハウのレベルにまで具体化・文章化したもの(状況\*に応じて、優先されるべき価値、知識、技術を関連付けたもの)はなく、全国レベルで見れば、児童福祉司間での知見の共有が必ずしもスムーズに行われていない。都道府県格差を是正するためには、任用制度等の子ども家庭相談実施体制の検討と並行して、所内外での研修に役に立つテキストの産出が有用であると考えられる。『子ども虐待対応の手引き』を部分的に詳述するものと考えて差し支えない。

本研究は2ヵ年計画であり、初年度は質問紙調査により、児童相談所が対応する家族の実態を明らかにした。本年度は、その結果を踏まえながら、児童相談所が頻繁に出会う家族特性に応じて、また援助困難を感じるであろう局面において、エキスパートがどのような予測を立て、アプローチをしていくのかを詳細に把握することを重点課題としている。こうしたことを明らかにするためには、エキスパートが培ってきたノウハウを教えていただくことが必要であると考え、調査を企画した。

\*：本研究では「家族/虐待者特性」と「援助の局面(アセスメント&一時保護後の家族支援)」を変数としている。

実査の流れ(インタビュー項目)：

- 通告を受け、調査をしていく中で、虐待者が(ないし、虐待が起きている家族が)××××であることがわかってきたとき、どのようなことに留意して調査を進めますか
  - ※ 「虐待を認める/認めない」ということが話題にならなかったとき、こちらから調査のポイントになるか、尋ねること
- 一時保護をしたあと、家庭復帰に向けて支援を展開していく上で、どのようなことがポイントになるとお考えですか。

“××××”には、以下の家族/虐待者の特性を入れてインタビューを行うこと

- ① 虐待者が婚姻もしておらず、同居もしていないが、影響力のあるパートナーである
- ② 虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる
- ③ 虐待家族がステップファミリーである
- ④ 虐待者に援助に対する動機付けがない
- ⑤ 虐待者が児童相談所と会うことそのものに対して拒否的である
- ⑥ 虐待者の意見が二転三転する
- ⑦ 虐待者が精神疾患を抱えている
- ⑧ 虐待者に人格障害の疑いがある
- ⑨ そのほか独特の工夫が求められるような虐待家族について

資料2：エクスパート調査・結果一覧

エクスパート A	エクスパート B	エクスパート C	エクスパート D
<p>家族特性要因 1：虐待者が婚姻もしておらず、同居もしていないが、影響力のあるパートナーである場合 虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる場合 ～ アセスメントのポイント ～</p>			
<p>✓ DVが発生しているか確認せよ ➤ 全ての家庭でDVが発生しているわけではなく、子どもを守るために警察の介入を根拠付けるものとなる。したがって、警察を入れるという方法をとる前提として、暴力を振るうパートナーがいるという情報は押さえおかなければならない。</p>	<p>✓ 実親の送迎が減ってきたり、託児所で預ける時間が短くなってきたりすることはないかチェックせよ ✓ 子どもにも急な変化がないかチェックせよ ➤ 解説 虐待者に関する情報が少ない。(通告先が近隣であったりも)断片的であれ、その情報を持っているのは子どもの所属先であろう。保育所であれば、実親との交流はもととあるので、パートナーが送迎をするようになっている場合には「あの人という人なの？」という話をしたりして、その話から、パートナーとの関係やパートナーと子どもとの関係が見えてくる。それに、子ども自身も、新しいパートナーが入りしていることを保育所保育士に話したりしている。</p>	<p>✓ 実親が「どっちを向いているか」チェックせよ ➤ 解説 いちばんシンプルに考えれば、実親が虐待者から別れるという選択肢を選ぶことが解決の早道である(もちろん、実親の養育が適切か、子どもが実親と愛着関係を結んでいるかということも考慮しなければならぬ)。 ただ、問題になってくるのは、児童相談所に一定の重篤性と緊急性を持って入ってくるケースの場合、実親が虐待をしているパートナーと別れるという選択肢を選ばない可能性が高いからである(「普通の」親であれば、「どうしてそんなことするんだ!」と、パートナーに対して変化を迫るなどして、児童相談所の援助なくして子どもを守る手立てを考えるだろうが、そうならないから児童相談所とつながっているのである)。</p>	<p>✓ 出入りしているのは誰か実親に聞け ➤ 解説 調査で難しいのは、噂話のレヴェルでしか情報がはいつてこないし、直接実親に聞いても(手当支給と絡むことがあるので)本当のことはいわない(たとえば、友達だといったりする。あるいは、出入りしているのが親族であり、その親族に世話になっている部分もあるなどの家の事情)たとえば、うまく子育てできない自分に代わって厳しく黙らせてくれる)がある口を出しづらいということもある)。このように、パートナーについて調査するのは、決して簡単ではない。 このような場合の尋ね方として、「以前はまったく虐待はなかったのに、今は子どもが怪我をしている。あなたが叩いているとも思えないんですけど、何か事情がおりじゃないですか」と聞いていくと、「実は子育てがうまくいかないときにその人が厳しく叱ってくれて、そのうちエスカレートしてきて…」と、状況が見えてくることがある。要は、実親が実際の状況を口にしないとき、「いえないけど心を痛めている」という推測しながら関わりを持つ力も、援助者に求められる。ただ、虐待の発生状況が実親に聞いても見えてこないで、なおかつ子どもに危害が加わっていい</p>
<p>また、ある日いきなり虐待が始まるというより、何らかの兆候があるのが実際である。実親の送迎が減るとか、(お金を前納するために)託児所で預ける時間が短くなってきたりする中で、子どもにも傷が見られるようになったということがあげられる。</p>	<p>子どもに所属先がない場合には、民生委員や</p>	<p>✓ 虐待者が求めているのは「母親だけな</p>	